

令和3年度予算概算要求の概要 (子ども家庭局)

保育所等の受入児童数の拡大、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた児童虐待防止対策及び家庭養育優先原則に基づく社会的養育の迅速かつ強力な推進、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」等に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

《主要事項》

第1 保育の受け皿確保をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防・早期発見
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

第3 ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 困難を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	令和2年度 当初予算額	令和3年度 予算概算要求	増▲減額	伸び率
一般会計	4,805	4,826	+21	+0.4%
うち新型コロナウイルス感染症への対応	事項要求			
東日本大震災復興特別会計	3.5	2.5	▲0.9	▲26.8%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

※ 令和2年度予算額は、臨時・特別の措置（97億円）を除く。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応に必要な経費については、別途要望（事項要求）

令和3年度予算概算要求における社会保障・税一体改革による社会保障の充実等

年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、SAC0・米軍再編関係経費、厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費、社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討

※社会保障の充実等は「経済財政運営と改革の基本方針2018」における「消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、『新しい経済政策パッケージ』（平成29年12月8日閣議決定）で示された『教育負担の軽減・子育て層支援・会議人材の確保』及び社会保障4経費に係る公経済負担）をいう。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

不妊治療への支援の推進については、不妊治療への保険適用を実現するとの「基本方針」の下、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

《新型コロナウイルス感染症要望枠（事項要求）》

保育所等が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施するための支援等 【別添 1】

- ・ 都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入や消毒に必要な経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費や、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。
- ・ 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費や、増大する業務量に対応した保育士の補助を行う保育補助者等の配置を支援する。
- ・ 生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。

感染防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の支援体制の強化 【別添 2】

- ・ 新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図るため、児童相談所等における業務のICT化や、専門人材の育成に向けた研修のオンライン化等を推進するとともに、児童養護施設等におけるマスク等の購入や施設の個室化に要する改修等の支援を行う。また、子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによるアカウントを開設し、児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるとともに、児童相談所相談専用ダイヤルの無料化を行う。（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は令和元年12月より無料化を実施）
- ・ 家庭環境の変化等により児童虐待やDV等のリスクが高まる恐れがあることを踏まえ、児童相談所等の安全確認のための体制や、民間団体等も含めた地域の見守り体制の強化を図るとともに、児童虐待防止のための情報共有システムの整備を進める。また、婦人相談所における24時間対応の実施や、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営等を推進する。
- ・ また、影響の長期化に伴い生活等の困難に直面するひとり親家庭への支援を強化するため、タブレット端末を活用した相談対応ツールの作成等の相談支援体制の強化や、住居費の支援等を実施する。

新型コロナウイルス感染症流行下における母子保健事業の強化 【別添 3】

- ・ 新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等の受け皿として、産後ケア事業の実施箇所数の増を図る。
- ・ 感染症流行下において、移動制限等により負担が増すことが考えられる多胎妊産婦等の育児に関する介助等を行う事業を拡充し推進を図るとともに、感染症に関し不安や悩みを抱える妊婦等について保健師等によるアウトリーチ実施を条件に、妊婦が負担した妊娠判定料の補助を創設する。また、出産・子育てに悩む父親支援のため、ピアサポート支援、父親の産後うつ対応を行うカウンセラー配置に係る補助を創設する。

- ・ 不妊治療助成について、令和2年度中に延期された治療が令和3年度に実施されるなどにより増加する所要額を確保する。
- ・ 市区町村が産後ケア事業を行う施設へ配布するマスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等に対する補助、感染した妊産婦等に対し助産師・保健師等による支援、不安を抱える妊婦に対するウイルスの検査への支援、オンライン保健指導、里帰り出産が困難な妊産婦への育児等支援サービスの提供などの総合的な支援、乳幼児健康診査を集団から個別健診へ切り替えた市区町村の負担を軽減する補助を行う。

第1 保育の受け皿確保をはじめとした総合的な子育て支援

保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、不安を抱える若年妊産婦や多胎児妊産婦への支援の充実等を図る。

1. 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

(令和2年度当初予算額) (令和3年度概算要求額)

1,085億円 → 1,085億円+事項要求

※令和2年度当初予算額は臨時・特別の措置を除く(以下同じ)

令和3年度以降の保育の受け皿確保については、必要な者に適切な保育が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ令和3年度予算編成過程において検討するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

(1) 保育の受け皿整備

- ・ 子育て安心プランにおける補助率の嵩上げ等について、引き続き実施する。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、引き続き、国土強靱化基本計画の目標に向けて、保育所等の耐震化を推進するため、耐震化を実施する場合の補助基準額を上げる。
- ・ ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】【一部コロナ枠】

- ・ 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベント、保育士の表彰など、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信事業を支援する。
- ・ 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ・ 保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。
- ・ 自らも感染するリスクと向き合い、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施する保育士等の負担を軽減するため、保育士の補助を行う保育補助者等の配置を支援する。

- ・ 令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応した相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行う。
- ・ 生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。
- ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業について、有効求人倍率や待機児童数の要件を見直し、対象者の予見可能性を高めるとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。

(3) 多様な保育の充実【一部コロナ枠】

- ・ 令和2年度に引き続き、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入や保育所等の消毒に必要となる経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）を支援する。
- ・ モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。
- ・ 地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、広域的保育所等利用事業（巡回バス事業）について、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- ・ 特別な配慮が必要な児童のうち、外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等について、加配保育士2名分の補助基準額を適用するよう拡充する。

(4) 認可外保育施設の質の確保・向上

- ・ 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- ・ 指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

2. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施（一部社会保障の充実）

内閣府において要求

(1) 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化等を引き続き実施する。

① 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に

係る運営費)

- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

② 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(2) 放課後児童クラブの受け皿整備

(一部社会保障の充実)

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備を図る。

(3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の運営を支援する。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(4) 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

3. 子どもを産み育てやすい環境づくり

(令和2年度当初予算額)

(令和3年度概算要求額)

277億円 → 277億円+事項要求

※ 不妊治療への支援の推進については、不妊治療への保険適用を実現するとの「基本方針」の下、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。(再掲)

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」を基盤と

し、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【一部新規】【一部コロナ枠】

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。
 - ※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施（一部社会保障の充実）
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業を実施するほか、令和3年度においては、産後ケア事業について、今般の少子化の状況を踏まえて、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えることや、子育て世代包括支援センターにおける困難事例への対応や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応などへの受け皿として、全国展開を目標に実施箇所数の増を図る。
- ・ 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNS を活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的な NPO 等によるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。
- ・ 育児等に対する孤立感や負担感が大きいとされ、様々な支援が必要とされる多胎妊産婦等は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う移動制限等により、さらに負担が増すことが考えられることから、多胎妊産婦等のもとへ育児サポーターを派遣し、産前・産後における育児に関する介助等の支援を行う事業について、市町村の規模に応じて拡充し事業の推進を図ることや、多胎児を妊娠した方に対し、単胎の場合よりも負担が大きい妊婦健康診査の費用を補助することで、多胎妊産婦等への負担軽減を図る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関して不安や悩みを抱える妊婦等との接続を図ることや、確実に早期に支援等を行うため、妊婦に対するアウトリーチを保健師や助産師等が実施することを条件に、妊婦が産科医療機関で負担した妊娠判定料の補助を創設する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行下において、急激な環境の変化により、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行うカウンセラーの配置に係る支援の補助を創設する。
- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市区町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援するとともに小規模の産科医療機関等における聴覚検査機器の購入に対する支援を引き続き実施する。

(2) 不妊治療への助成【一部コロナ枠】

- ・ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を引き続き行う。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度中に実施できず延期された治療が令和3年度に実施されるなどにより増加分への対応を図る。

(3) 予防のための子どもの死亡検証体制整備【拡充・一部新規】

- ・ 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。
- ・ 令和3年度においては、国において、令和2年度から既に実施している都道府県が収集したデータや提言を集約することや、都道府県におけるデータの検証に対する技術的支援を実施し、今後の制度化に向けた検討材料とする。

(4) 成育基本法に基づく取組の推進【拡充】

- ・ 令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21（第2次）」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、成育過程にある当事者も含めた社会全体に対し効果的な普及啓発等を実施する。

(5) その他新型コロナウイルスへの対応【コロナ枠】

令和2年度に引き続き、以下の事業を実施する。

- ・ 新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、助産師・保健師等による電話や訪問などの寄り添った支援を行うとともに、必要に応じ、不安を抱える妊婦に対する新型コロナウイルスの検査への支援、オンラインによる保健指導、里帰り出産が困難な妊産婦への育児等支援サービスの提供を行うなど、新型コロナウイルス流行下における妊産婦に対する総合的な支援を行う補助。
- ・ 乳幼児健康診査を集団健診から個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する補助。
- ・ 産後ケア事業を行う施設について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市区町村が施設へ配布するマスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や施設の消毒に必要となる経費、業務のかかり増し経費に対する補助。

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防・早期発見

（令和2年度当初予算額）

（令和3年度概算要求額）

1,623億円の内数 → 1,633億円の内数＋事項要求

（1）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

【一部新規】【一部コロナ枠】（一部再掲）

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。
 - ※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施（一部社会保障の充実）
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業を実施するほか、令和3年度においては、産後ケア事業について、今般の少子化の状況を踏まえた誰もがより安心・安全な子育て環境を整えることや、子育て世代包括支援センターにおける困難事例への対応、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応への受け皿として、実施箇所数の増を図る。
- ・ 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。
- ・ 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産前・産後母子支援事業を推進する。

（2）地域における子どもの見守り体制の強化【一部新規】【一部コロナ枠】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まるおそれがあることを踏まえ、民間団体も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化するための補助を創設する。
- ・ 児童の安全確認等のための体制強化を図るため、児童相談所や市町村に子どもの状況確認を行うための職員を配置するための補助の拡充を行う。

- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応を一層推進するため、市区町村における地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等を訪問する取組について、訪問体制を強化するとともに、継続的な訪問を行えるよう、補助を拡充する。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(令和2年度当初予算額)

(令和3年度概算要求額)

1,647 億円の内数 → 1,649 億円の内数＋事項要求

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。(再掲)

(1) 児童相談所の体制強化等【一部新規】【一部コロナ枠】

- ・ 児童福祉司の人材確保を進めるため、通信課程（1年）を活用した任用資格の取得を支援する事業を創設するとともに、自治体が行う採用活動への支援について、今後、児童相談所を設置する予定の自治体を補助対象に加えるよう、事業を拡充する。
- ・ 児童虐待等に関する研修実施体制の強化を図るため、オンラインによる研修の充実のほか、児童相談所の指導的な立場の職員に対する各ブロック単位での研修の実施に取り組むとともに、人材育成のために他の自治体の児童相談所へ職員を派遣する取組に対して支援（広域的なマッチング）を行う仕組みを構築する。
- ・ 更なる一時保護の受け皿整備のため、民間施設において一時保護の委託先となる施設整備を行う際の改修費の補助対象について、賃貸物件以外の物件の改修についても対象となるよう、事業を拡充する。

(2) 市区町村における取組の充実【一部新規】【一部コロナ枠】

- ・ 市区町村における相談支援体制の強化を図るため、引き続き、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るとともに、ICTの活用等による効果的・効率的な業務の実施を図る。

(3) 子どもの権利擁護の推進

- ・ 児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。このため、体罰の禁止や体罰等によらない子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するよう、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

(4) 関係機関間の連携等の強化【一部コロナ枠】

- ・ 児童虐待に関する情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

3 虐待を受けた子どもなどへの支援

(令和2年度当初予算額)

(令和3年度概算要求額)

1,646億円の内数 → 1,650億円の内数+事項要求

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。(再掲)

(1) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部コロナ枠】

- ・ 「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」等の目標の実現に向けて、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充を図る。
 - 令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）
 - 目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開出来るよう、提案型補助事業を創設
 - 市町村と連携して里親等委託推進のための取組を行うため、フォスタリング機関に対して市町村との連絡調整に必要な費用を支援
 - 障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設
 - フォスタリング機関に進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う事業を創設
- ・ ファミリーホームの養育者の負担軽減を図り、家庭養育優先原則に基づく取組を推進するため、補助者を配置するための補助を拡充する。
- ・ 養子縁組民間あっせん機関での相談・マッチング等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、マスク、消毒液等の購入等に必要な費用について補助するとともに、子どもの出自を知る権利に関する支援等にモデル的に取り組む民間あっせん機関に対する支援の拡充や、養親希望者の手数料負担の更なる軽減を実施するなど、特別養子縁組の取組を推進する。

(2) 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化等の推進

(一部社会保障の充実)

- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等を推進するため、引き続き支援策を講じるとともに、児童養護施設等の職員の離職防止や新規職員の確保など、人材確保に向けた補助者の配置等の支援を行う。

(3) 自立支援の充実

- ・ 子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対する相談支援が実施出来るよう補助を拡充するほか、メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、医療機関等との連携に必要な経費の補助を創設する。また、民間アパート等を借り

上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための補助や、退所者の法律相談に対応するための補助を創設する。

- ・ 児童養護施設等の退所者に対して、入院時の身元保証に対する補助を創設するとともに、保証人の範囲の拡大や同一の保証人から複数の保証を受けられるようにするなどの運用改善を行う。

(4) 児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援【コロナ枠】

- ・ 児童養護施設等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、マスク等の購入や感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための施設の個室化に要する改修費（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げする。

第3 ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図る。

加えて、養育費相談支援センターや地方自治体における養育費に関する相談支援の充実・強化するとともに、離婚前からの親支援の充実及び養育費の履行確保に資する先駆的な取組の推進を図る。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

（令和2年度当初予算額）

（令和3年度概算要求額）

1,756億円の内数 → 1,771億円の内数＋事項要求

（1）支援につながるための取組

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ・ ひとり親家庭等の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- ・ また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

② 相談支援の充実【一部新規】【一部コロナ枠】

- ・ ひとり親家庭等が抱える問題の解決に向けた相談、講習会の開催、ひとり親家庭の交流等を行うほか、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。また、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援を実施する。
- ・ 母子・父子自立支援員等の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助をするとともに、母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援を提供できるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールや動画などによる研修ツールを作成し、相談員の専門性の向上及びひとり親家庭等への相談支援体制の充実を図る。

③ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

- ・ ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭

生活支援員の居宅等において支援を行う。

④ ひとり親家庭等生活支援事業（親の学び直し支援）の実施

- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

⑤ 子どもの居場所づくりの実施【一部コロナ枠】

- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を引き続き実施する。また、マスクの購入や学習室の消毒等を行うことで、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した支援体制を構築する。

⑥ ひとり親家庭に対する住居費支援の実施【新規】【コロナ枠】

- ・ 生活困難に直面するひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、家賃の一部を支援する。

(2) 就業支援

① 就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

- ・ ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修学する場合には、4年間の支給を可能とする。
- ・ 併せて、母子家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金についても同様に4年間の支給を可能とする。

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

- ・ ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

③ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

- ・ ひとり親家庭に対する就業支援の中心的な役割を果たしている母子家庭等就業・自立支援センターに、認定心理士や産業カウンセラー等の心理カウンセラーを配置し、ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施する。

④ ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給

する。

(3) 養育費確保支援

① 養育費相談支援センター事業の実施

- ・ 養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。
また、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士による法律相談体制の構築を図る。

② 養育費等支援事業の推進

- ・ 母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を行う。
- ・ また、SNSによるオンライン相談、弁護士による法律相談、外国籍を有する家庭への対応、託児サービスの充実など相談支援体制の強化を図る。

③ 離婚前後親支援モデル事業の推進

- ・ 養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。
- ・ さらに、戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図る。また、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する支援を行う。

④ 面会交流支援事業の実施推進

- ・ 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

(4) 経済的支援

- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金貸付金による子どもの修学に必要な資金等の貸付を行う。

2 困難を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

【一部新規】【一部コロナ枠】

(令和2年度当初予算額)

(令和3年度概算要求額)

206 億円の内数 → 217 億円の内数＋事項要求

- ・ 公的機関と民間支援団体が連携してアウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業として実施してきた若年被害女性等支援事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行する。
- ・ 婦人相談所において、DV被害者、性暴力被害者などの相談に、土日祝日を含め、24時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営を支援する。

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・ 社会福祉施設等災害復旧費

（令和2年度当初予算額） （令和3年度概算要求額）

3.5 億円 → 2.5 億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等について、各自治体の復興計画に基づく、施設の復旧に必要な経費の財政支援を行う。

※ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく災害復旧費補助の補助率嵩上げ分の追加財政支援。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

（令和2年度当初予算額） （令和3年度概算要求額）

155 億円の内数 → 135 億円の内数

※被災者支援総合交付金の内数

東日本大震災で被災した子どもの心身の健康面への影響等を踏まえ、親を亡くした子ども等への相談・援助など、総合的な支援を行う。

別添 1

保育所等が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施するための支援

【新型コロナウイルス感染症要望枠（事項要求）】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスクの購入や消毒に必要となる経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費や、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。

また、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費や、増大する業務量に対応した保育士の補助を行う保育補助者等の配置を支援する。

さらに、生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。

1. 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援

<保育環境改善等事業>

(1) 保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入

(2) 職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

※補助基準額：1施設当たり 500千円以内 補助割合：10/10



2. 保育人材の確保

<保育士・保育の現場の魅力発信事業>

・気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援を行うために必要な経費

※補助基準額：1自治体当たり 5,599千円 補助割合10/10



<保育所等におけるICT化推進等事業>

・保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等支援

※補助基準額：ICT等 1施設当たり 1,000千円、オンライン研修 1自治体当たり 4,000千円 補助割合 1/2

<保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業>

・感染防止対策の徹底により増大する業務量に対応した保育士の補助を行う保育補助者等の配置

※補助基準額：保育補助者 1施設当たり年額 2,333千円～6,222千円 補助割合 3/4
保育体制強化 1施設当たり月額 100千円～145千円 補助割合 1/2

<保育士修学資金貸付等事業>

・生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。

感染防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の支援体制の強化

【新型コロナウイルス感染症要望枠（事項要求）】

「新たな日常」の下で、児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、社会的に孤立しがちなひとり親家庭等からの相談に対応するため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図るとともに、児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援を行う。

また、家庭環境の変化等により児童虐待やDV等のリスクが高まる恐れがあることを踏まえ、民間団体等も含めた地域の見守り体制の強化等を図るとともに、影響の長期化に伴い生活等の困難に直面するひとり親家庭への支援を強化する。

感染防止に配慮した相談支援体制等の構築・強化

- 相談対応や状況確認を行う際にビデオ通話を活用する取組や、関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用など、児童相談所等における業務のICT化に向けた取組を支援するとともに、専門人材の育成に向けた研修のオンライン化等を推進する。
- 子どもや家庭からの相談について、全国各地からでも相談を行うことができるSNSによるアカウントを開設し、児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるとともに、児童相談所相談専用ダイヤルの無料化を行う。
- 児童養護施設等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、マスク等の購入や感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための施設の個室化に要する改修費（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げする。
- 養子縁組民間あつせん機関での相談・マッチング等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、マスク、消毒液等の購入等に必要な費用について補助する。
- DV被害、性暴力被害などの困難な問題を抱える女性からの相談支援体制を強化するため、婦人相談所における24時間対応に向けた取組を支援するとともに、DV相談担当職員等に対する研修を拡充する。
- ひとり親家庭に対する支援を充実させるため、タブレット端末等を活用した相談対応ツールの作成や、動画による研修ツールの作成など、自治体の相談支援体制の強化を図る。

地域における見守り体制等の強化

- 児童相談所等における安全確認のための訪問児等への訪問体制、子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等も含めた地域における子どもの見守り体制の強化を図るとともに、児童虐待防止のための情報共有システムの構築を進める。
- 困難な問題を抱える女性への支援について、より身近な地域での支援体制を強化するため、支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営等を推進する。
- 影響の長期化に伴い生活等の困難に直面するひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、公営住宅に入居できなかったひとり親家庭に対して、家賃の一部を支援する。

新型コロナウイルス流行下における母子保健事業の強化

【新型コロナウイルス感染症要望枠（事項要求）】

妊娠前

不妊に悩む方への特定治療支援事業

- 不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度中に実施できず延期された治療が、令和3年度に実施されるなどによる増加分への対応を図る。

妊娠期

悩みを抱える妊産婦の早期支援

- 今般の新型コロナウイルスに関して不安や悩みを抱える妊婦等との接続を図ることや、確実に早期に支援等を行うことを目的として、妊婦に対するアウトリーチを保健師や助産師等が実施することを条件に、妊婦が産科医療機関で負担する妊娠判定料の補助を行う。

出産

産後ケア事業の全国展開

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、新型コロナウイルスに対して不安を抱えている妊産婦等への対応などへの受け皿として、全国展開を目標に実施箇所数の増を図る。

産後

多胎妊産婦への支援の強化

- 多胎妊産婦等は、育児等に対する孤立感や負担感が大きいため、様々な支援が必要とされる中、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う移動制限等により、さらに負担が増すことが考えられることから、多胎妊産婦等のもとへ育児サポーターを派遣し、産前・産後における育児に関する介助等を行う事業について、拡充を行い、事業の推進を図る。

育児

出産や子育てに悩む父親に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の流行下において、外出自粛などの急激な環境の変化により、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行うカウンセラーの配置に係る支援の補助を行う。

妊産婦の総合的支援

- 感染した妊産婦に対し、助産師・保健師等による電話や訪問などの寄り添った支援、必要に応じ不安を抱える妊婦に対する新型コロナウイルスの検査費用の補助、オンラインによる保健指導、里帰り出産が困難な妊産婦への育児等支援サービスの提供を行う。

産後ケア事業を行う施設の感染拡大防止

- 産後ケア事業を行う施設へ配布するマスク、消毒液等の購入等や施設の消毒に必要となる経費、業務のかかり増し経費に対する補助を行う。

乳幼児健康診査の個別実施支援

- 乳幼児健康診査を集団健診から個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する補助を行う。

保育の受け皿整備・保育人材の確保等

保育の受け皿整備

- 子育て安心プランにおける補助率の向上等について、引き続き実施。
- 国土強靱化基本計画の目標に向けて、耐震化を実施する場合の補助基準額の引上げ。
- 利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等を補助対象に追加。 など

保育人材確保のための総合的な対策

- 情報発信のプラットフォームの作成、保育体験イベントなど、保育士・保育の現場の魅力に関する情報発信の支援。
- 社会保険労務士などの巡回支援や、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援。
- 保育士宿舍借り上げ支援の有効求人倍率や待機児童数の要件撤廃及び公平性等に鑑みた対象者の段階的な見直し など

多様な保育の充実

- モデル事業として実施している医療的ケア児支援事業の一般事業化及び嗜好吸引等研修を受講した保育士の処遇改善。
- 巡回バス事業において、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じた加算を創設。 など
- 外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等について、保育士を加配。

認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置等を支援
- 認可外保育施設が設備面において認可保育所等の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の補助 など

関連する政府の方針

【経済財政運営と改革の基本方針2020】

- 2021年度以降の保育等の受け皿確保について、必要な者に適切な保育等が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方自治体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。
 - 3か年緊急対策後も、中期的視点に立って具体的KPI（数値）目標を掲げ計画的に取り組みするため、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土作りを進める。
 - 「希望出生率1.8」の実現に向け、「少子化社会対策大綱」（※）に基づき、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、できることから速やかに着手する。
- ※（抜粋）保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保のため、業務改善のためのガイドラインの策定、ICTや保育補助者の活用により、保育士の業務負担軽減を図る。あわせて、保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、魅力ある職場づくりや保育士の職業の魅力向上とその発信に取り組みとともに、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せた処遇改善などに取り組み。

別添 5

子どもを産み育てやすい環境づくり

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかると様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進する。

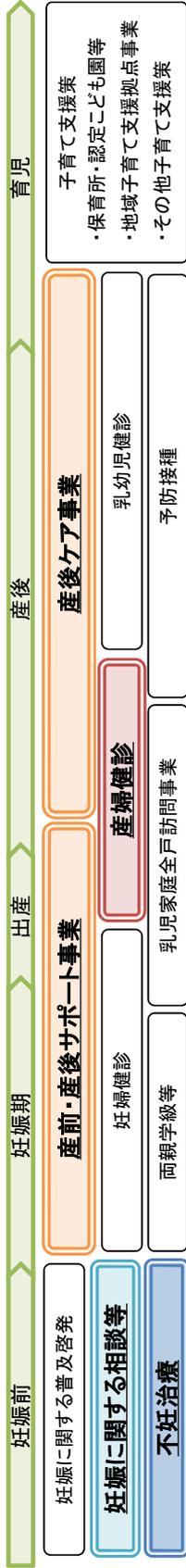
子育て世代包括支援センターの全国展開

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



生涯を通じた女性の健康支援事業

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るための相談支援等を行うとともに、予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチや、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を行う。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業等

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関の連絡調整、データ収集及び整理、多機関等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援するほか、国において、都道府県が収集したデータや提言の集約や、都道府県に対する技術的支援を実施する。

妊娠・出産包括支援事業

「産前・産後サポート事業」において、悩みを抱える妊婦を早期に支援するための妊娠判定料の補助、多胎妊産婦等サポートを活用しやすいうまう単価を拡充することや、出産・子育てに関して悩む父親の支援のためのピアサポート事業やカウンセラーの配置などの事業を実施する。また、法定化により市町村の実施義務となった「産後ケア事業」の全国展開を図る。

産婦健康診査事業

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する。

別添 6

令和3年度概算要求における児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算（ポイント）

「児童虐待防止対策の抜本的強化」を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

子どもの権利擁護

体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

児童虐待の発生予防・早期発見

若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトリーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費を補助

産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業、産後ケア事業等を推進。産後ケア事業については、昨年の臨時国会において法定化され、各市町村で実施が努力義務となったことを踏まえて、箇所数の増を図る

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

未就園児等を対象として家庭を訪問する取組について、訪問体制の強化及び継続的に訪問するための補助を拡充

子育て世代包括支援センターの全国展開

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進
また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

SNSを活用した相談支援の強化等【新規】

子どもや家庭からの相談について、全国各地からでも相談を行うことができるSNSによるアカウントを開設し、相談内容を各児童相談所に自動的に転送した上、相談を受理した児童相談所が対応する仕組みを新たに構築

(※)このほか、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-783-189)の無料化を行う。(虐待対応ダイヤル「189」は令和元年12月より無料化を実施)

児童相談所体制整備事業【拡充】

夜間・休日問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制整備を支援(24時間・365日体制強化事業)するとともに、児童相談所におけるSNSによる相談支援の体制整備を支援(SNS等相談事業)する事業を実施

子育て支援訪問事業

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を実施

予防のための子どもの死亡検証にかける体制整備

予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための経費を補助

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童相談所・市町村におけるICT機器導入支援事業（仮称）【新規】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る中、①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、これらの取組を支援する事業を新規計上

児童福祉司任用資格取得支援事業（仮称）【新規】

児童相談所の児童福祉司について、通信課程（1年）を利用して任用資格を取得することができるため、当該課程の受講料等の補助を行う事業を新規計上

児童福祉司等採用活動支援事業【拡充】

都道府県が行う児童福祉司等の採用活動に対する支援について、児童相談所設置予定の自治体や一部事務組合が補助対象となるよう、事業を拡充

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

賃貸物件を改修することにより一時保護専用施設を確保する取組について、賃貸物件以外の物件の改修費用を補助対象として追加するよう、事業を拡充

官・民連携強化事業【拡充】

児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について、必要となる費用を支援するため、事業を拡充

A Iを活用したツールの開発促進【新規】

A Iを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組（仕様書の作成等）を実施
（※）令和2年度調査研究事業で当該ツールの概要を作成予定

研修実施体制の強化【拡充】

①研修センターが実施する研修のオンライン化の推進、②児童相談所の指導的な立場の職員に対するブロック単位での研修の実施、③他の自治体の児童相談所に職員を派遣して人材を養成する取組（派遣研修）への支援を行うため、事業を拡充
（※）虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充して実施

医療的機能強化事業【拡充】

医師の配置等に係る費用の支援について、補助単価の見直しを行い、各児童相談所への配置が進むよう、事業を拡充

法的対応機能強化事業

児童相談所において、常時、弁護士による助言又は指導の下で法的な対応を行うことができるよう、弁護士の配置等に係る費用を支援

次世代育成支援対策施設整備交付金

一時保護所の施設整備について、基礎単価の引上げや心理療教室を整備した場合の加算等による支援を継続
（※）このほか、一時保護所の体制強化のため、職員配置の改善（子ども4人：職員1人→子ども2人：職員1人（最大））等の支援を継続

児童福祉司等の処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められていることから、児童相談所の児童福祉司等や、一時保護所の職員の処遇改善を支援

D V対応・児童虐待対応連携強化事業

D V被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、婦人相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置する事業を実施

児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

同伴児童学習支援事業

婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについてもついで、適切に教育を受け体制を整備するため、学習指導員の配置や、教材や学習机等の環境整備に必要な経費を補助

同伴児童通学支援事業

DV被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助

心理療法担当職員配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV等被害者及び同伴する子どもの心理的ケアを図る

社会的養育の充実・強化

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親等委託率の目標達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、補助率の高上げ(1/2→2/3)を行うほか、先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるように、提案型補助事業を新規計上。また、市町村との連携や障害児入所施設等との連携に必要な費用の補助を計上する。加えて、里親等の委託解除前からの自立支援に向けた取組を強化するため、フォスタリング機関に自立支援担当職員を配置するための補助を新規計上

里親制度等広報啓発事業

里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発をおこない、社会的認知度を高め、その推進を図る

里親への委託前養育支援事業等

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助を計上

養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、マスク・消毒液等に関する支援等にモデル的に取り組む民間あっせん機関に対する支援の拡充や養親希望者の手数料負担の更なる軽減を実施

要保護児童等に関する情報共有システムの整備【拡充】

児童虐待に関する情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援

保護者指導・カウンセリング強化事業【拡充】

児童相談所が保護者支援プログラムの受講を促す際、保護者の負担を考慮し、費用等の補助ができるよう、事業を拡充

児童の安全確認等のための体制強化事業【拡充】

児童相談所や市町村に子どもの状況確認を行う職員を新たに配置するための補助を拡充

社会的養護自立支援事業等【拡充】

自助グループ等の民間団体等が児童養護施設等へ赴き、入所児童の相談支援を行うために必要な旅費の補助や、医療機関等との連携に必要な費用の補助を計上するほか、民間アパート等を借り上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための補助や退所者の法律相談に対応するため、弁護士等との契約に必要な費用の補助等を新規計上

社会的養護出身者ネットワーク形成事業

児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換等を行う場を提供するため、NPO法人等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費の補助を計上

児童養護施設等の生活上の改善のための環境改善事業

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化に向けた改修費等を支援

児童養護施設等体制強化事業【拡充】

ファミリーホームの養育者の負担軽減を図り、家庭養育優先原則に基づく取組を推進するため、補助者を配置するための費用を補助

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。 8

別添 7

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

- ・児童入所施設措置費等1,355億円の内数+事項要求
- ・里親制度等広報啓発事業 2.1億円
- ・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円

- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業193億円の内数+事項要求 **(拡充)**
- ・里親養育包括支援(フォスタリング)職員研修事業34百万円
- ・社会的養護出身者ネットワーク形成事業12百万円

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ・里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

<拡充内容>

- ・里親等委託率の目標達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を実施。
- ・先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるように、提案型補助事業を創設。
- ・市町村や障害児入所施設等との連携に必要な費用を補助。
- ・自立支援担当職員を配置するための費用を補助。

II 特別養子縁組の推進

- ・民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用、第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施する。

<拡充内容>

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、マスク・消毒液等の購入等に必要なる費用を補助。
- ・子どもを出自を知る権利に関する支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の実施。
- ・養親希望者の手数料負担の更なる軽減を実施。等

自立支援

IV 自立支援の充実

- ・里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

<拡充内容>

- ・民間団体等が児童養護施設等へ赴き、入所児童に対する相談支援の実施に必要な旅費を補助。
- ・メンタルケア等、医療的な支援が必要者が適切に医療を受けられるよう、医療機関等との連携に必要な経費の補助を創設。
- ・民間アパルト等を借り上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための費用の補助の創設。
- ・退所者の法律相談に対応するため、弁護士等との契約に必要な費用の補助を創設。等

※児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、財源と合わせて予算編成過程で検討する。



里親養子縁組施設

III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

- ・児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育の迅速かつ強力に推進する。

※施設の小規模かつ地域分散化等の更なる推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、財源と合わせて予算編成過程で検討。

別添 8

ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

- ◆ 「子供の貧困対策に関する大綱」及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図る。
- ◆ 婦人保護事業について、配偶者からの暴力（DV）被害など様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 母子家庭等対策総合支援事業
 - ◇ ひとり親家庭に対する相談支援体制強化等事業【新規】
母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことできるよう相談体制を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等に伴い、生活困難に直面するひとり親家庭の生活基盤の安定を図る。
 - ◇ 母子家庭等就業・自立支援事業実施【拡充】
認定心理士や産業カウンセラー等の心理カウンセラーを配置し、ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施する。
 - ◇ 母子家庭等自立支援給付金事業【拡充】
准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給を可能とする。

- ◇ 養育費等支援事業【拡充】
SNSによるオンライン相談、弁護士による法律相談、外国籍を有する家庭への対応、託児サービスの充実など相談支援体制の強化を図る。
- ◇ 離婚前後親支援モデル事業【拡充】
戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図る。また、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。
- 養育費相談支援センター事業【拡充】
SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士による法律相談体制の構築を図る。

困難を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

- 児童虐待・DV対策等総合支援事業
 - ◇ 売春防止活動・DV対策機能強化事業【拡充】
 - ① 休日夜間電話相談事業
婦人相談所において、土日祝日を含め24時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。
 - ② 婦人相談所等職員への専門研修事業
婦人相談所一時保護所等の入所者による携帯電話等通信機器の利用に関して、通信機器の性能や取扱いによって生じ得る危険性等について、婦人相談員や一時保護所等の職員が理解するための研修費用を補助する。
 - ◇ 若年被害女性等支援事業【拡充】
モデル事業として実施してきた当該事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行し、事業の推進を図る。
 - ◇ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【新規】
婦人相談員を配置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営に要する費用を補助する。